

令和6年

第4回市議会定例会 意見書案第5号

ILOハラスメント禁止条約を踏まえた検討を求める意見書
上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和6年12月9日提出

函館市議会議長 吉田 崇 仁 様

提出者	函館市議会議員	富山悦子
同	同	市戸ゆたか
同	同	紺谷克孝

ILOハラスメント禁止条約を踏まえた検討を 求める意見書

2019年に開催された国際労働機関（ILO）総会で、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約が日本政府も含め賛成で採択され、2021年6月に同条約が発効しました。

条約は、仕事における暴力とハラスメントはディーセント・ワークと両立せず、容認できないと認めています。そして、保護すべき対象を正規や派遣、パートなどの契約上の地位にかかわらず、全ての労働者をはじめ、インターンを含めた訓練中の人、雇用が終了した人、ボランティア、求職者など幅広く定めています。また、暴力及びハラスメントの発生場所を、職場だけに狭めず、休憩・食事の場所、通勤中の行為、電子メールなどのやり取りの過程なども含むものとしています。

2019年の労働施策総合推進法の改定では、行為そのものの禁止や罰則が盛り込まれず、企業に相談窓口の設置などのパワーハラスメントの防止策に取り組むことを義務付けるにとどまりました。

現在、職場における暴力とハラスメントによる被害は後をたちません。厚生労働省の発表によれば、パワーハラスメントに関する相談では、2023年度に62,863件となっています。こうした状況の中、函館市としても、ハラスメントを許さない社会の実現を目指し被害者救済と被害の根絶を進めるために、日本でも対策が急務となっています。

よって、政府並びに国会は、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約を踏まえた対応の検討を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年12月 日

函館市議会議長 吉田 崇 仁